

令和7年（2025年）4月吉日

保護者のみなさまへ

境港市教育委員会事務局教育総務課
境港市学校給食センター

境港市立小中学校の学校給食費について（お知らせ）

境港市では、学校給食法に基づき、教育の一環として児童・生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解や望ましい食習慣を養うために、学校給食を実施しています。

1. 給食費について

米飯、牛乳、おかず等の食材料費相当額を、保護者の皆さまにご負担いただいています。
（学校給食法第11条第2項）
※給食実施のための施設整備、光熱水費、人件費、委託等に係る経費は、給食費には含まれません。

2. 給食費の改定について

昨今の急激な物価高騰などにより、食材費等の価格が上昇し、これまで給食センターで行ってきた食材選定や献立の工夫だけでは、給食費の単価を据え置いたまま現状の栄養バランスや献立水準を維持することが困難になってまいりました。

そのため、1食あたりの給食単価について、小学校は現在の267円から301円（34円増）、中学校は310円から346円（36円増）に増額いたしました。

しかしながら、今回の増額分の全額が保護者負担となりますと、経済的負担が大きいことから、増額分の半額を市が負担することで、保護者負担の軽減を図りたいと考え、下記のとおり、令和7年度以降の学校給食費を改定させていただくこととなりましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

■ 1食あたりの給食費保護者負担額

小学校 旧：267円（うち牛乳代67円）→ 新：284円（うち牛乳代70円）【17円増】
中学校 旧：310円（うち牛乳代67円）→ 新：328円（うち牛乳代70円）【18円増】

■ 納入金額について

「1食あたりの給食費×年間実施見込回数÷10か月」で算出した額（100円未満切捨て）を納付していただきます。（5月から翌年2月までの10期分）

上記の計算方法により決定した期ごとの納入金額は、次のとおりです。

小学校（児童）	每期 5,100 円
中学校（生徒）	每期 5,300 円

単位：円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
期 別	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	—	随時期
小学校	—	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	—	精算額
中学校	—	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	—	精算額
振替日	—	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	1/5	2/2	3/2	—	4/30
納期限		(月)	(月)	(木)	(月)	(火)	(金)	(月)	(月)	(月)	(月)		(水)

※5月に「学校給食費決定通知書」を送付いたします。

⇒裏面もご覧ください。

3. 給食費の精算について

実施回数（喫食数）が確定する翌年度4月に、過不足の金額を精算します。
年度途中の給食停止や減免の場合も同様に精算を行います。

4. 給食費の納付方法

■給食費の納付は、簡単・便利で安心・確実な「口座振替の利用」をお願いします。

■口座振替日…「毎月末日」（5月から2月までの10期。ただし、12月は1月5日。）

振替日が土・日・祝日の場合は、「翌開庁日」となります。

なお、残高不足等により振替ができなかった場合は、「納付書」を別途郵送しますので、納付書に記載のある金融機関等の窓口で納付してください。

5. 給食の停止を希望する際の手続きについて

入院その他の理由により長期間欠席される場合で、学校給食の停止を希望するときは、停止する4日前（土・日・祝日は除く）までに学校に連絡のうえ、手続きをお願いします。

6. 給食費の減免について

境港市では、以下の場合に学校給食費を減免する制度を設けています。

※減免の適用を受けるためには、毎年度申請が必要となります。

○就学援助制度の認定を受けている世帯に対する減免

就学援助制度の認定世帯の児童・生徒は、学校給食費を全額免除しています。

4月1日時点で就学援助制度の認定世帯の児童・生徒の保護者には、学校からご案内しますので、別途「学校給食費減免申請書」を学校に提出してください。

就学援助制度とは

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・新入学用品費・修学旅行費・給食費・学校病医療費などの就学費用の一部を援助する制度です。

給食費は実費額を全額免除しています。

新規に就学援助制度の申請を希望する場合、各学校または教育総務課学事係にご相談ください。

申請時期

継続申請→例年2月10日前後、新規申請→例年4月20日前後及び随時

就学援助制度に新たに認定された世帯は、認定日以降の給食費が免除となります。

○学校給食を受ける児童及び生徒が3人以上いる世帯への減免

境港市の小・中学校に就学中で、同一世帯に学校給食を受ける児童または生徒が3人以上いる世帯は、3人目以降の児童生徒の給食費が全額免除となります。

対象となる児童または生徒の保護者には、5月末頃に教育委員会から学校を通じて「学校給食費減免申請書」をお渡ししますので、ご記入後に学校給食センターまたは教育総務課にご提出ください。

減免申請書が届かない等ご不明な点は、下記問合せ先までご連絡ください。

◆問合せ先◆

- | | | |
|-----------------|-------------|---------------|
| ○給食費に関すること | … 教育総務課 管理係 | ☎0859-47-1089 |
| ○給食に関すること（給食全般） | … 学校給食センター | ☎0859-21-2111 |
| ○就学援助制度に関すること | … 教育総務課 学事係 | ☎0859-47-1085 |